

(6) 不正防止対策

食事券の仕様と加盟店による取り扱いについて

食事券は不正コピー防止の策がとられている紙を利用しました。

また、換金に関しては加盟店が不正を行えないよう、換金送付用部分（半券）・加盟店控え部分（本券）それぞれにシリアルナンバー・不正防止の特殊技術を施しました。

換金方法についてはマニュアルに、食事券の取り扱い・換金のための準備としても明記（下部赤枠内参照）いたしました。

利用済食事券は、押印・切り取りを利用された加盟店にて行うことを求めました。

■加盟店マニュアル

5 食事券でのご精算のお客様への対応

お客様への対応

ご利用の流れ
食事券を受け取る

①食事券お受け取りの際の注意
・冊子より切離してある食事券でもご利用いただけます。
・すでに半券が切り取られている食事券や裏面に取換店名記入済みの食事券は、利用済みの為、利用できない旨をお伝えください。
・必要枚数収受したことを、必ずお客様の前で確認してください。
・偽造は換金等でご精算ください。
・冊子で受取り、冊子から切り離す場合も、必ずお客様の前で枚数を確認しながら切り離しをお願いいたします。

②おつり・返金について
・お釣りは出せない旨、お伝えください。
・食事券利用後のご返金は出来ません旨をお伝えください。
・飲食サービス（ドリンク・デザート・デザート・デザート）以外のサービス利用に対してのお支払いには利用できない旨をお伝えください。

③食事券に不審点がある場合
・ご精算前に必ずご確認ください。
・偽造防止加工の印刷はP7参照。
・偽造と判別できた場合は食事券の受け取りを拒否し、コールセンター（028-341-2550）へご連絡ください。

食事券受け取り後

①裏面に店名・受け取った日にちを記載
・店名欄は、お店の印でもOKです。
・お店の印が無い場合、店名の記入でOKです。

②他のプレミアム付商品券等と、別での管理を徹底
・他の券とは、必ず別での管理を徹底してください。
・紛失した場合、補償は出来かねます。マニュアルの最後のページにあります管理台帳をご活用いただく等、日々の管理をお願いします。

③100枚毎に輪ゴムで束にして保管
・ホチキスでは絶対に留めないでください

6 食事券の取り扱い・換金の為の準備

食事券（表面・裏面）

お客様から冊子でお預かりした場合は、左端のミシン目で切り離してください

加盟店控え部分（食事券本券） 換金送付用部分（食事券半券）

コピー牽制加工
偽造の場合「コピー」という文字が浮かび上がります。
※決して受け取らないでください

偽造が疑われる場合：
白色のとちまるくんをコインでこする。
一本物は白から灰色に変わります。

通し番号（券通番）：券1枚ごとに記載されている番号1枚の券に、2カ所（左下・右上）に同じ番号が記載されています。他の券と同じ番号が記載されていることはありません。

換金送付用部分（食事券半券） 加盟店控え部分（食事券本券）

預かった際には、できるだけ早く、利用日と加盟店名を記入または押印し、切り取ってください。
既に記入・押印があるものは切り離し前でも無効です。

換金送付用部分（食事券半券）

下記2点、ご記載ください
・店舗名の押印又は記入
・利用日（お客様から受け取った日）

加盟店控え部分（食事券本券）

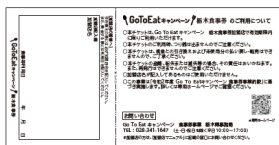
添込み金額に異議がある場合、郵送したが届かない場合等に必要となります。
控え（本券）が無い場合、異議がある場合でもご対応出来かねます。事業終了まで大切に保管ください。

はさみを使い
線に沿って丁寧に
切り取ってください

GoToEatキャンペーン/栃木食事券 へご利用について
①本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
②本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
③本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
④本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑤本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑥本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑦本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑧本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑨本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。
⑩本券は、GoToEatキャンペーン 栃木食事券加盟店で有効期限内に限りご利用いただけます。

※半券は機械でカウントいたします。枚数を正確にカウントする為、必ず切り取り線に沿って丁寧に切り取りをお願いいたします。

■券面



①コピー牽制加工 ②特殊加工印刷 ③マイクロ文字

※3段階で偽造防止

コピー牽制が施されている部分をコピーすると、隠されていた文字やマーク等が浮かび上がる。モノクロコピーはもちろんのこと、カラーコピー機にも効果がある。本物をカラーコピーすると、「COPY不可」や、「×」といった文字が現れるため、一目で真偽判別が可能。印鑑登録証明書・住民票等の有価証券類に使われる。

(6) 不正防止対策／不適正換金への対応

■不適正換金に関しては、以下のような事例があり対応いたしました。

ケース①

- ・GoToEat栃木食事券の利用終了日の翌日、参加登録していた飲食店が店頭で『GoToEat栃木食事券の利用期間が到来したことから、自らの店舗で飲食した際の支払いに充てることができる店舗独自の食事券と交換する』旨を自社のWEBページに記載しているとの情報提供があった。
- ・栃木県事務局が当該飲食店の責任者へ聞き取りや売上レシート等を確認した結果、以下の事実を確認した。
 - (1) 情報提供通りの実態があった
 - (2) 当該飲食店は、店舗独自の食事券との引き換えで受け取ったGoToEat栃木食事券を換金するため、栃木県事務局に郵送していた
- ・当該飲食店の行為と換金に応じるか否かについて検討した結果、給付金の給付対象としては適切でないと判断。

ケース②

- ・参加登録した飲食店の店主から、「店主自ら購入したGoToEat栃木食事券を自身が勤務する店舗において、飲食の提供がないにも関わらず、栃木県事務局に換金請求した。後日、給付金相当額として受領した額を返還したい」との申し出があった。
- ・栃木県事務局は、申し出のあった内容を確認するために、当該店主への聞き取りを行った結果、以下の事実を確認した。
 - (1) 過去に換金請求していた食事券半券は、店主自らが、客に飲食を提供した対価として支払われた食事券であるかのように装いを加えていた
 - (2) 今後も飲食の実態無く換金請求するつもりで購入し保管していた未利用のGoToEat栃木食事券が存在していた
- ・当該店主は、後日不正受領した給付金相当額について、栃木県事務局へ返還した。
- ・当該飲食店の行為に鑑み、以下の通り対応した。
 - (1) については、不正に受領した給付金相当額の全額について返還されたことから、これ以上求めることは無い
 - (2) については、店主と栃木県事務局が協議した結果、店主が保管しているGoToEat栃木食事券は、販売価格と同額で栃木県事務局が買い戻す
 - (3) 当該加盟店については、店主からの申し出のあった日の翌日より本事案の対応が終了後に一定期間が経過するまでは、GoToEat栃木食事券の加盟店資格を一時的に停止した。